

## 下妻市議会議長交際費支出基準

平成24年4月20日

全員協議会決定

(趣旨)

第1条 この基準は、下妻市議会議長（以下「議長」という。）が下妻市議会（以下「議会」という。）を代表して行う外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の種別、支出範囲その他支出の基準について必要な事項を定めるものとする。

(交際費の支出)

第2条 議長は、議会及び市政の円滑な運営にとって有益であると認めるものについて、予算の範囲内において交際費を支出する。

(種別、支出範囲及び支出金額)

第3条 交際費の種別、支出範囲及び支出金額は、次のとおりとする。

種別	支出範囲	支出金額
弔慰	議員、市政関係者その他特に市政に貢献若しくは功績のあった者又はこれらの親族（1親等の親族、配偶者及び同居する1親等の姻族に限る。）の葬儀において香典、生花等を供する場合	別表に定める額
慶祝	議長又は議長の代理者が祝賀会、記念式典等に出席する場合	会費の定めがある場合は、当該会費の額。会費の定めがない場合は、5,000円（会食を伴う場合は、10,000円）を基準として議長が決定した額
会費	議長又は議長の代理者が各種団体の主催する総会、新年会、懇親会等に出席する場合	会費の定めがある場合は、当該会費の額。会費の定めがない場合は、5,000円（会食を伴う場合は、10,000円）を基準として議長が決定した額
見舞	議員、市政関係者その他特に市政に貢献又は功績のあった者の病気、災害等を見舞う場合	10,000円以内の額

賛助	平和活動、ボランティア活動その他民間の団体等（下妻市から補助を受けているものを除く。）が行う事業で、公益性が高いものを支援する場合	10,000 円以内の額
渉外	議会運営上の必要により、外部の個人又は他の団体と交渉し、又はこれらを接遇する場合	議長が必要であると認める額

2 前項に定めるもののほか、議長が特に必要であると認める場合は、交際費を支出することができる。

（除外）

第4条 前2条の規定にかかわらず、宗教団体若しくは政党その他の政治団体又はこれらの支部に対しては、交際費を支出しない。

（支出状況の公表）

第5条 議長は、交際費の支出状況を明らかにするため、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 支出した交際費の種別
- (2) 支出年月日
- (3) 支出金額
- (4) 支出先

2 前項に規定する支出状況の公表は、月ごとに行うものとし、当該月分を翌月の末日までに市ホームページに掲載するとともに、議長が指定する場所において縦覧に供するものとする。

（見直し）

第6条 この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

（その他）

第7条 この基準に定めるもののほか、交際費の支出について必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この基準は、平成24年5月1日から施行し、第5条の規定による支出状況の公表は、平成24年5月分の交際費から適用する。

別表（第3条関係）

対 象 者		香 典	供 物
1 下妻市議会議員	本人	10,000円	生花1基
	親族	5,000円	花輪
2 元下妻市議会議員	本人	5,000円	
3 下妻市の長、副市長及び教育委員会教育長	本人	10,000円	生花1基
	親族	5,000円	花輪
4 下妻市の教育委員会委員（教育長を除く。）、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員	本人	10,000円	生花1基
	親族	5,000円	花輪
5 茨城県内の市町村議会議員（1に掲げる者を除く。）	本人	10,000円 以内の額	
6 茨城県内の市町村長（3に掲げる者を除く。）	本人	10,000円 以内の額	
7 茨城県議会議員（下妻市の区域を含む選挙区から選出された者に限る。）	本人	10,000円	花輪
8 国会議員（下妻市の区域を含む選挙区から選出された者に限る。）	本人	10,000円	花輪
9 1から8までに掲げる者のほか、特に市政に貢献又は功績があった者		10,000円	生花1基 又は花輪